

契約書4-3約款削除について（建設工事）

※同じ番号の契約書をご使用ください。

この手引きで塗りつぶしている条項は、約款では見え消し線で削除済みです。

また、第60条以下についても削除済みです。

塗りつぶしていない条項については、受注工事の内容に合わせて約款の削除・加入をお願いします。

該当事項（条項）	記入内容及び修正内容	余白上部記入事項									
第10条第1項 第2号	1 契約金額が4000万円（建築一式は8000万円）未満の場合（4の場合を除く） (A) [] 主任技術者 (B) [] 監理技術者 (C) 監理技術者補佐（建設業法～以下同じ。）	第10条第1項第2号 (B) (C) 削除									
	2 契約金額が4000万円（建築一式は8000万円）以上で下請金額の合計が4500万円（建築一式は7000万円）未満の場合又は下請の予定がない場合（4の場合を除く） (A) [専任の] 主任技術者 (B) [] 監理技術者 (C) 監理技術者補佐（建設業法～以下同じ。）	第10条第1項第2号 (A) 3字加入 (B) (C) 削除									
	3 契約金額が4000万円（建築一式は8000万円）以上で下請金額の合計が4500万円（建築一式は7000万円）以上の場合、どちらかを選択（4の場合を除く） (A) [] 主任技術者 (B) [専任の] 監理技術者 (C) 監理技術者補佐（建設業法～以下同じ。） (A) [] 主任技術者 (B) [] 監理技術者 (C) 監理技術者補佐（建設業法～以下同じ。）	第10条第1項第2号 (A) (C) 削除 (B) 3字加入									
	4 公告の入札参加条件にて専任の監理技術者の配置を求めている場合 (A) [] 主任技術者 (B) [専任の] 監理技術者 (C) 監理技術者補佐（建設業法～以下同じ。）	第10条第1項第2号 (A) (C) 削除 (B) 3字加入									
第35条第3項	全文削除	第35条第3項全文削除									
第4項	全文削除	第35条第4項全文削除									
第5項	〔（第3項の～10分の6）〕〔（中間前払金の～次条において同じ。）〕〔（中間前払金の～第37条までにおいて同じ。）〕を削除	第35条第5項116字削除									
第6項	〔（第3項の～3分の2）〕を削除	第35条第6項31字削除									
第7項	〔（第3項の～3分の2）〕を削除	第35条第7項31字削除									
第38条第1項	下の表を確認し、「工期中〇回」に記入すること <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>前払金求めない</th> <th>前払金求める</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>請負金額が500万円以上1000万円未満</td> <td>2回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>請負金額が1000万円以上</td> <td>3回</td> <td>2回</td> </tr> </tbody> </table>		前払金求めない	前払金求める	請負金額が500万円以上1000万円未満	2回	1回	請負金額が1000万円以上	3回	2回	第38条第1項1字加入
	前払金求めない	前払金求める									
請負金額が500万円以上1000万円未満	2回	1回									
請負金額が1000万円以上	3回	2回									

第48条第2項 第1号	〔若しくは中間前払金〕を削除	第48条第2項第1号9字 削除
第52条第3項	〔（第61条において準用する場合を含む。）〕 〔又は中間前払金〕〔及び中間前払金の額〕〔及び第62条〕 〔及び中間前払金〕〔及び中間前払金の額〕〔又は中間前払金〕を 削除	第52条第3項61字削除
第56条第9項	全文削除	第56条第9項全文削除

第60条以下削除

☆注意事項☆

- ・削除部分は二重線で見え消し削除してください。
- ・約款上部の訂正文言に訂正印の押印をお願いします。
- ・句読点、かぎ及び括弧等は、字数に数えません。
- ・ご不明な点がございましたら契約検査課までご相談ください。

☆訂正文言記入・訂正印押印場所☆

第〇条△項□字~~削除~~
第〇〇条全文~~削除~~

第〇条

第〇〇条

第〇△条

訂正印は訂正文言の一部にかかるとように押印してください